

**平成20年度**

**第2回福島町総合開発審議会**

日時；平成21年3月23日（月）午後6時00分

場所；福島町役場 健康づくり研修室

# 会 議 次 第

1. 開 会

2. 町長挨拶

3. 議 題

(1) 副会長の指名について

(2) 福島町まちづくり推進会議委員の推薦について

(3) 第4次福島町総合開発計画後期実施計画の策定について

4. その他

5. 閉 会

## 議案第 1 号

### 副会長の指名について

副会長の辞任に伴い、福島町総合開発審議会条例第 4 条第 4 項の規定に基づき、副会長について次のとおり指名する。

氏 名 \_\_\_\_\_

## 議案第 2 号

### 福島町まちづくり推進会議委員の推薦について

#### (1) 福島町まちづくり推進会議について

町は、町民・議会・行政が一緒になって協働のまちづくりを進めるための住民参加のルールや行政運営などの基本的事項を定めた、「福島町まちづくり基本条例」を議会に提案し平成 21 年 4 月からの施行を目指しております。

更には、まちづくり基本条例に基づく町民主体の「参画・協働」による行財政を推進するため「福島町まちづくり推進会議」を設置し、財政計画、行政評価、ふるさと応援基金に関する事項などを審議していただくこととしております。

「福島町まちづくり推進会議」の構成は、「総合開発審議会委員 4 人」、「知識経験者その他の町民 8 人」、「公募による町民 4 人」の計 16 人で構成することから、本審議会から選出する 4 人について推薦いただくものがあります。

#### (2) (仮称) 福島町まちづくり行財政推進プランの策定について

町は、平成 18 年 1 月に策定した「福島町自立プラン（前期計画：H18～H21）」により行財政運営を進めてきたところでありますが、自立プランは平成 21 年度をもって終了します。

今後の財政計画については、自立プラン策定委員会報告書とまちづくり基本条例に定めのある「財政計画の策定」の両方を理論的に整理するため、自立プランの基本理念や行財政改革における重点的対策等の考え方を継承した、「(仮称)福島町まちづくり行財政推進プラン(計画期間：H22～H26)」の策定を「福島町まちづくり推進会議」において検討を進めるものです。

## 議案第 3 号

### 第 4 次福島町総合開発計画後期実施計画の策定について

第 4 次福島町総合開発計画については、平成 18 年 3 月に策定し基本計画を具現化する前期実施計画(H18～H21)により、まちづくりを推進してきました。

前期実施計画は平成 21 年度をもって終了することから、今年度においては、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年間の後期実施計画を策定するものがあります。

#### ○策定スケジュール

月	内 容
4 月	◆4 月～6 月末：各事業取りまとめ作業
5 月	
6 月	◆6 月末：第 1 回審議会 ・後期実施計画策定方針説明 ・財政推計等説明 ・その他
7 月	◆7 月中旬～8 月中旬：企画 G・特別職ヒアリング ※現委員の任期終了(21.8.31)
8 月	
9 月	◆上旬：第 2 回審議会 ・審議会委員委嘱(任期：21.9.1～23.8.31) ・計画登載事業審議
10 月	◆中旬：第 3 回審議会 ・計画登載事業答申
11 月	◆議会各常任委員会報告

福島町まちづくり推進会議条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、福島町まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 推進会議は、町長の諮問に応じ、福島町まちづくり基本条例（平成●年福島町条例第●号）第33条に規定する事項について調査審議し、答申するものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議し、町民に報告するものとする。

- (1)財政計画に関する事項
- (2)行政評価に関する事項
- (3)ふるさと応援基金に関する事項
- (4)その他行財政の運営に関する事項

（組織）

第3条 推進会議は、委員16人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者を町長が委嘱する。

- (1)総合開発審議会委員 4人
- (2)知識経験者その他の町民 8人
- (3)公募による町民 4人

（会長及び副会長）

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 推進会議の会議は、公開する。

（専門部会）

第7条 推進会議に次の専門部会を置く。

- (1)総務教育部会
- (2)経済福祉部会

2 前項の部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によって定める。

3 部会の所掌事項は、別表のとおりとする。

（関係者の出席等）

第8条 推進会議は、必要があるとき認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（諮問事項等の公表）

第9条 推進会議は、諮問に対する答申又は協議事項を町長に報告したときは、その内容を公表するものとする。

（庶務）

第10条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第2号の規定は、平成21年7月1日から適用する。

別表

部会	所掌事項
総務教育部会	教育、文化、防災、交通安全、公害、コミュニティ、行財政に関する事項
経済福祉部会	社会福祉、保健衛生、水産、商工、労働、農林、観光、住宅、治山、治水、海岸保全、道路、橋りょう、漁港、上下水道に関する事項